

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県平成森林公園
---------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

使用料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
キャンプ場使用料	中学生・小学生	一人一日	210	<u>230</u>	20
	一般	一人一日	420	<u>450</u>	30
バンガロー使用料		一棟一日	6,600	<u>7,100</u>	500
テント使用料	4人用テント	一張一日	1,250	1,250	0
	5人用テント	一張一日	1,650	1,650	0
	8人用テント	一張一日	2,500	2,500	0
	10人用テント	一張一日	3,200	3,200	0
	ファミリー用テント	一張一日	3,300	3,300	0
	常設テント	一張一日	4,350	4,350	0
ツリーハウス使用料		一棟一日	5,500	<u>5,900</u>	400
コテージ使用料		一棟一日	11,000	<u>11,800</u>	800

【備考】

改正前		改正後（案）	
1	6歳未満の者のキャンプ場使用料は、無料とする。	1	（同左）
2	「中学生・小学生」とは、中学校の生徒、小学校の児童及びこれらに準ずる者をいう。	2	（同左）